

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第4号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（可決）

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれている。

また、安い米の定着によって、生産者だけではなく、米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっている。

こうした中で政府は、農地を集積し、大規模化・効率化を図ろうとしているが、このような低米価では、規模を拡大した集落営農組織や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない。

平成25年度までは、米、麦、大豆など主要農産物の生産を行った販売農業者に対して、標準的な生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額分を基本に交付する農業者戸別所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていた。

しかし、平成26年度からは経営所得安定対策に切りかわり、米については10アール当たり7500円の交付金へと引き下げられたことにより稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊している。

さらに、当該制度も平成30年産米から廃止されようとしており、これでは稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかである。

私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要であるとの観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

議員提出議案第5号

海洋ごみの処理推進を求める意見書（可決）

昨年、全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、甚大な被害をもたらした。

中でも、氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生した。

以前には、海岸保全区域外での漂着物対策に地域グリーンニューディール基金を利用できたが、現在は海岸漂着物等地域対策推進事業だけであり、しかもこの事業は、災害対応を想定したものとはなっていない。

海洋ごみは災害関連のものだけではない。2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染が取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。

海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとってはみずから発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にある。

特に、海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題である。

そこで、海洋ごみの処理推進並びに発生抑制及び削減に向けて、下記の事項に取り組むよう求める。

記

- 1 海洋ごみの主要な発生源となっている河川については、国管理河川以外の河川管理者の厳しい財政状況を考慮して、国による新たな発生源対策を進めること。
- 2 地域グリーンニューディール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。
- 3 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携して発生の抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

議員提出議案第6号

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書（可決）

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を 持って運用されてきた。

しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3000者、違反行為件数は年1740件、苦情件数は年4864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では新規の指定のみが規定されているため、廃止、休止等の状況が把握されないことや、指定工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安全・安心のためには、不適格工事事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。

そこで、建設業と同様に、現行制度に更新制を導入することを強く求める。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

議員提出議案第7号

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（可決）

核家族化と少子・高齢化により増加の一途をたどる空き室・空き家への対策や、外国人旅行者等の

急増による宿泊施設の不足への対応等において、政府が検討を進めている既存住宅等を宿泊施設として活用できるようにする「民泊」制度の法制化は大変に有意義な取り組みであると考え。

実際に、我が国の空き室や空き家は2013年の時点で約820万戸、うち耐震性等があり駅から1キロメートル以内の賃貸用空き室は約137万戸、空き家は約48万戸もあり、これらの利活用は地域の新たな活力を生み出す大きな力となり得る。

また、2012年に836万人だった訪日外国人旅行者数は、2016年にはその3倍の2400万人を突破し、さらに政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年には4000万人の目標を掲げる中で、外国人観光客の急増による宿泊施設の不足も懸念されている。

まさに、これらの諸課題に対応する「民泊」の推進は、地域の遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理による住環境の改善への寄与が期待される場所である。

一方で、日本とは全く異なった文化や環境の中で育った外国人旅行者の地域における住宅等の利用においては、地域住民と旅行者の間での気配りと協力による、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応も求められる。

これらのことから、政府が「民泊」を推進する際は、国内外の旅行者等の受け入れによる観光振興とあわせて地域社会の健全な発展の両立を図るために、さまざまな課題への対応を総合的に進めながら、この事業が地域において持続可能なものとしなければならない。

政府においては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者の安全・安心の確立及び地域の実情に合わせた将来にわたり豊かで住みよい地域の実現に寄与するように、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 国の法令に基づき、地域住民と旅行者が安全に安心して「民泊」制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
- 2 「民泊」の運営に関する実態の監視やさまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
- 3 地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

議員提出議案第8号

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（可決）

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっている。

2014年度に観光庁が行った「訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘されている。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけている。

W i — F i 環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけではなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望する。

記

- 1 鉄道・バス等の公共交通機関や、ホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するW i — F i 整備支援事業を一層拡充すること。
- 2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるW i — F i 環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
- 3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのW i — F i 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

議員提出議案第9号

「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書（否決）

安倍政権は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の強い反対で過去3度廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を国会に提出しようとしている。

安倍政権は、名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と改め、適用対象や構成要件などを変更し対象犯罪数を減らすとしているが、対象となる「組織的犯罪集団」の定義はあいまいで拡大解釈が可能な上、「組織的犯罪集団」に当たるかどうかは捜査当局の判断に委ねられる。

構成要件に準備行為を加えることが検討されている点に関しても、その具体的な内容は不明確であり、例えば本当の目的は生活費であったとしても、銀行でお金を引き出す行為の目的を捜査当局がテロの資金調達のためとみなせば、準備行為の容疑として成立してしまうおそれがある。

適用対象となる犯罪は、法定刑が懲役・禁錮4年以上の676に上り、安倍政権は半分程度に絞り込む方針とされるものの、濫用されれば思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、市民運動への萎縮効果をもたらしかねない危険性は何ら変わらない。

さらに、「テロ等組織犯罪準備罪」の適用を名目として、監視や会話の通信傍受などと いった、極めて広範囲にわたり捜査権限が濫用されるおそれがある。

日本は、国連の13本のテロ防止関連条約を全て締結しており、それに対応して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能であることから、国際的な要請として「テロ等組織犯罪準備罪」新設が本当に必要か大いに疑問である。

「テロ等組織犯罪準備罪」は、謀議に加わるだけで処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするものであり、実際の行為や結果が生じなければ罪には問われない現行刑法の基本原則に反しており、100人を超す刑法研究者が法案に反対する声明を出すなど、批判は広がっている。

さらに、金田勝年法務大臣が法案提出後まで具体的な国会議論を避けるように求める文書をつくらせて報道機関に配布したことは、国会議員の質問権を侵害する国会軽視であるとともに、言論・報道の自由への不当な圧力にほかならず、安倍首相の任命責任も重大であり、この問題を放置して法案提出を

行うことは許されない。

以上を踏まえ、国に対し、下記の事項を強く要請する。

記

- 1 国民の人権を擁護し、憲法の保障する思想、信条、表現の自由に十分配慮するとともに、広範な国民の懸念が拭えぬままの拙速な国会への法案提出及び法制定を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

議員提出議案第10号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止を求める意見書（否決）

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、カジノリゾート開発推進法と言う）が、十分な国会審議を経ることなく、2016年12月15日、衆議院本会議において賛成多数で可決、成立した。

しかし、カジノを含む複合観光施設（IR）を推進するためのカジノリゾート開発推進法に関し、多くの問題点が解消されているとは到底言えない。

まず、本法は第2条において、IRは「民間事業者が設置及び運営」とされている。

つまり、民設・民営、民間賭博の解禁であり、政府においては、どのように民間賭博の違法性を阻却するのか、1年以内を目途に結論を出さなければならない。

しかし、この間の審議において法務省は、賭博が違法とされないための要件について、8点の要素を考慮する必要があるとの立場をとってきており、8要件のうちの2要件である「収益の用途を公益性のあるものに限る」及び「運営主体は、官またはそれに準じる団体に限る」に照らせば、民間賭博は、明らかに違法性を免れることはできない。

したがって、このカジノリゾート開発推進法は、日本の法体系を崩壊させるものと言っても過言ではない。

また、法的な問題だけではなく、カジノリゾート開発の推進が、本法第1条に「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」とあるが、疑問である。

今や世界においてもカジノの失敗例は多数に上り、経済効果を多く見積もる試算もあるが、カジノに伴うギャンブル依存症の増加などの社会的コストを含めている形跡はない。

また、反社会的勢力によるマネーロンダリングなどに利用される危険性も高い。

そもそもカジノは「ゼロサムゲーム」にほかならず、単なる所得移転であり、付加価値は生み出さない。

この点からも、経済効果があるとされる試算は、むしろカジノリゾート開発という大型公共事業からはじき出された皮算用であり、バブル期の地方におけるリゾート開発の失敗を想起させるものである。

以上を踏まえ、国に対し、下記の事項を要望する。

記

- 1 国は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

議員提出議案第11号

政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書（可決）

ことしは、女性参政権行使から71年となる。

しかし、列国議会同盟（I P U）の2016年11月1日現在の世界女性国会議員データによると、世界全体で女性議員の割合は、下院23.0%、上院22.4%であるが、日本は衆議院9.3%（193カ国中159位）、参議院20.7%（77カ国中41位）と、極めて低い現状にある。

また、地方議会においても、平成25年6月現在で女性議員は12.1%にすぎず、女性議員が1人もいない「女性ゼロ議会」は、20.6%にも上っている。

社会経済情勢が大きく揺れ動き、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、少子化、高齢社会、社会保障、食料・環境問題など重要な政治課題について、公平で持続的な施策が求められる中、政策決定の場に、女性の参画は不可欠である。

また、現政府は女性の活躍推進を大きく掲げており、女性議員の増加は、まさに焦眉の課題にほかならない。

諸外国に目を向けると、女性の議員をふやすための法制度を整備している国々は目覚ましい効果を上げており、日本も学ぶべきである。

よって、国に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 国は、国会及び地方議会において、女性議員の増加を促し、政策の立案・決定に男女が共同して参画する機会を確保する「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の整備を、速やかに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日
